

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 10 | 東松山市 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年10月7日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者からの届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 2 被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 3 国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 4 国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。 5 オンライン資格確認の準備業務として、国保中央会が資格履歴管理事務を行うために、被保険者資格情報の提供を行う。 6 オンライン資格確認の準備業務として、社会保険診療報酬支払基金に委託し、機関別符号の取得を行う。 |
| ③対象人数 | <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 国民健康保険システム |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者資格の適用開始及び適用終了の管理を行い、被保険者証等の帳票発行を行う機能 2 国民健康保険税の賦課徴収管理を行い、納税通知書等の帳票発行を行う機能 3 国保情報集約システムから連携した県単位の資格情報(資格取得喪失年月日、被保険者ID)を管理する機能 <p>※東松山市では、総合行政システム内の共通基盤を前提にして、国民健康保険及び国民健康保険税の業務システムが構築されている。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (自治体中間サーバー)</p> |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各業務システムの保有する情報を統合し、個人番号と紐付く統合宛名番号の付番及び管理を行う機能 2 自治体中間サーバーからの要求に基づき、統合宛名番号を通じて被保険者の情報を提供する機能 3 国民健康保険システムから統合宛名番号を通じて自治体中間サーバーに連携し、被保険者情報を照会する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (自治体中間サーバー、国民健康保険システム)</p> |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 自治体中間サーバー |

| | |
|--------------|---|
| ②システムの機能 | 1 符号を生成し統合宛名番号と紐付けて管理する機能 2 情報提供ネットワークシステムを介して、情報提供及び情報照会を行い、管理及び記録する機能 3 統合宛名番号を通じて各業務システムと連携する機能 4 特定個人情報等を副本登録する機能 5 職員認証や使用権限に基づき、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 6 バッチ処理の状況管理、統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管切れ情報の削除を行う機能 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 国民健康保険システム ） |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 国保総合システム |
| ②システムの機能 | 1 国民健康保険団体連合会から提供されるレセプト等の給付情報を保有し管理する機能 2 国保情報集約システムから連携される被保険者情報を保有し管理する機能 3 保有情報を基に高額療養費などの保険給付を算定する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 国保情報集約システム ） |
| システム5 | |
| ①システムの名称 | 国保情報集約システム |
| ②システムの機能 | 1 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル及び資格情報(個人)ファイル)を国保総合システムへ送信する機能 2 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル及び市町村被保険者ID連携ファイル)を受信する機能 3 転入市町村と転入市町村の適用終了日と適用開始日の重複又は空白期間をチェックする機能 4 高額療養費の多数回該当の処理を行うため、作成された「継続候補世帯リスト」を基に判定した県内での世帯継続性の容認に関するデータを国保連合会へ送信する機能 5 世帯継続性を認めた場合において、関連する市町村間での高額療養費の情報を管理する機能 6 オンライン資格確認に必要な被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバーへ送信する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 国保総合システム、医療保険者向け中間サーバー ） |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | 医療保険者等向け中間サーバー |
| ②システムの機能 | 1 国保情報集約システムから連携された被保険者異動情報を受信し管理する機能 2 被保険者異動情報を基に作成した資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに連携する機能 3 機関別符号を取得する機能 |

| | | |
|--|--|---|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国保情報集約システム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | | |
| 国保資格情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保税賦課情報ファイル、国保税収納情報ファイル、国保税滞納情報ファイル、統合宛名ファイル | | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | | |
| 法令上の根拠 | 1 番号法第9条第1項別表第一 項番16及び項番30 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一主務省令）第16条及び第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | | |
| ①実施の有無 | <input type="checkbox"/> 実施する | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠） 番号法別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項（情報照会の根拠） 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | | |
| ①部署 | 健康福祉部 保険年金課 | |
| ②所属長の役職名 | 保険年金課長 | |
| 7. 他の評価実施機関 | | |
| | | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| 国保資格情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保税賦課情報ファイル、国保税収納情報ファイル、国保税滞納情報ファイル、統合宛名ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 東松山市国民健康保険の被保険者及び擬制世帯主(既に資格を喪失したものを含む) |
| その必要性 | 正確な保険給付及び公平・公正な国民健康保険税の賦課徴収業務を行うため |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <p>【識別情報】 個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 被保険者証、納税通知書、医療費通知等を送付するため</p> <p>【業務関係情報】 地方税関係情報: 保険給付における判定及び保険税賦課計算を行うため 医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 資格管理及び保険給付を適切に行うため 雇用・労働関係情報: 特例対象被保険者に対する保険税軽減を行うため 年金関係情報: 保険税の特別徴収における事務を行うため</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 健康福祉部 保険年金課 |

| 委託事項2～5 | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 委託事項2 | | |
| 資格継続業務及び高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 | | |
| ①委託内容 | 県単位で管理する資格取得年月日や喪失年月日管理(資格継続業務)と、県内で異動があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引継業務)を委託する。 個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 国保連合会は、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東松山市から受領した資格異動データを編集し医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 埼玉県国民健康保険団体連合会 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項3 | | |
| 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 | | |
| ①委託内容 | オンライン資格確認の準備業務として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者記号番号の枝番の管理などを行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 埼玉県国民健康保険団体連合会(埼玉県国保連合会は国民健康保険中央会に再委託する) | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 埼玉県国民健康保険団体連合会から、書面による再委託申請及び履行体制図を提出させ、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等の手続を経たうえで、再委託を許諾する(再委託先がさらに再委託する場合も同様とする)。 運用支援環境をクラウド事業者が保有する環境に設置する場合のセキュリティ対策は、次の条件を満たすものとする。 ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること セキュリティ管理策が適切に実施されていることを確認できること 日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等の条件を満たしていること 開発者及び運用者は、運用支援環境をクラウド事業者が保有する環境に設置する場合、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティをどのように確保したかを書面で示したうえで許諾を得ること。 |
| | ⑥再委託事項 | 医療保険者向け中間サーバー等の運用・保守業務 |
| 委託事項4 | | |
| 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 | | |
| ①委託内容 | オンライン資格確認の準備業務として、医療保険者等向け中間サーバー等において、オンライン資格確認システムで管理する情報と紐づけるための機関別符号を取得する。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 社会保険診療報酬支払基金 | |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | <p>社会保険診療報酬支払基金から、書面による再委託申請及び履行体制図を提出させ、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等の手続を経たうえで、再委託を許諾する(再委託先がさらに再委託する場合も同様とする)。</p> <p>運用支援環境をクラウド事業者が保有する環境に設置する場合のセキュリティ対策は、次の条件を満たすものとする。 ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること セキュリティ管理策が適切に実施されていることを確認できること 日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等の条件を満たしていること</p> <p>開発者及び運用者は、運用支援環境をクラウド事業者が保有する環境に設置する場合、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティをどのように確保したかを書面で示したうえで許諾を得ること。</p> |
| | ⑥再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務 |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | |
| 提供・移転の有無 | [<input type="radio"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない | |
| 提供先1 | 番号法第19条第8号、別表第二に定める情報照会者 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、別表第二(別紙1参照) | |
| ②提供先における用途 | 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) | |
| ③提供する情報 | 番号法別表第二に掲げる国民健康保険に関する特定個人情報(別紙1参照) | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 | |
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった場合 | |
| 提供先2～5 | | |
| 提供先6～10 | | |
| 提供先11～15 | | |
| 提供先16～20 | | |
| 移転先1 | | |
| ①法令上の根拠 | | |
| ②移転先における用途 | | |
| ③移転する情報 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①資格情報

個人番号,証番号,宛名番号,氏名かな,氏名漢字,郵便番号,行政区,住所,電話番号,生年月日_漢字,生年月日,性別,資格区分,続柄,適用開始日,適用開始事由,適用開始事由名,適用開始届出日,適用終了日,適用終了事由,適用終了事由名,適用終了届出日,退職区分,退職続柄,退職本人宛名番号,退職本人氏名かな,退職本人氏名漢字,退職該当日,退職該当届出日,退職非該当日,退職非該当届出日,受給権発生日,受給年金名称,受給年金種別,在留区分,在留区分名,在留期間満了日,国籍コード,国名

②賦課徴収情報

個人番号,証番号,調定年度,年度分,通知書番号,世帯主宛名番号,世帯主氏名かな,世帯主氏名漢字,郵便番号,行政区,住所,電話番号,生年月日_漢字,生年月日,性別,異動事由,更正日,申告区分,主所得区分,現存区分,世帯区分,擬制区分,賦課期日軽減区分,住民税課税区分,譲渡世帯区分,専従世帯区分,軽減申請区分,軽減判定所得,賦課期日人員,均等人員,現在人員,有所得人員,所得額,基準総所得金額,所得割額,資産税額,資産割額,均等割額,平等割額,積算額,限度超過額,軽減均等割額,軽減平等割額,軽減均等7,軽減平等7,軽減均等5,軽減平等5,軽減均等2,軽減平等2,月割減額,端数,減額合計,減免額,過年度分,年額,軽減4月,軽減5月,軽減6月,軽減7月,軽減8月,軽減9月,軽減10月,軽減11月,軽減12月,軽減1月,軽減2月,軽減3月,年額_合計,所得割軽減扶,資産割軽減扶,均等割軽減扶,平等割軽減扶,特同軽減該当区分,特同平等軽減該当区分,旧被扶養該当区分,離職者軽減区分,特継平等軽減該当区分,特継經過該当区分,平等割軽減特同,国保世帯番号

③給付情報

公的給付支給等口座(公金受取口座)

※記載した項目は、国民健康保険ファイルからEUC機能により抽出した項目の名称を列挙したもので、全てではありません。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 目的外利用の禁止 再委託の制限 個人情報の取扱いの制限及び提供先の限定 個人情報の安全管理責任体制の構築と維持 情報が不要となったとき又は要請があった際に講じる情報の返還又は消去などの必要な措置 個人情報の取扱いについて、チェックを行った上で定期報告を行うこと 必要に応じて、本市が委託先の監査又は検査を行うことができること 従事者に対する個人情報保護、情報セキュリティ教育及び研修の実施 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 再委託の際には事前に書面提出を求め、特定個人情報の取扱いについての覚書やセキュリティチェック表等を添付書類とすることで、取扱い状況を確認している。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者を制限し、取扱いできる者を必要最小限にする。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報の提供・移転は、番号法第19条各号の規定に沿って行う。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 情報照会機能により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。このように、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | |
|---|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>中間サーバーの職員認証及び権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上で担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーと既存住民記録システム及び情報提供ネットワークシステムとの間では、高度なセキュリティ機能を有した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーと地方公共団体との間では、VPN等の技術を利用し、地方公共団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーのプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーのプラットフォームを利用する地方公共団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバーのプラットフォームの保守及び運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極少化する。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | <p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生あり]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
| その内容 | 特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反 |
| 再発防止策の内容 | 委託業務における契約書に盛り込まれた特定個人情報に係る特記事項による各種報告書等の提出を求めるとともに、再委託を承諾するにあたっては再委託先への実地調査等を行い、委託先及び再委託先の適正な監督を行う。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 東松山市 総務課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-6123 e-mail:somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-23-0076 e-mail:HMY037city.higashimatsuyama.lg.jp |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和1年10月31日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------|--|---|------|--|
| 令和2年6月17日 | I 1.② | 東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者からの届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ・被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ・国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ・国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。 | 東松山市は、「国民健康保険法」、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 被保険者からの届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 2 被保険者に対する給付事務を行うため、給付情報を管理する。 3 国民健康保険税の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 4 国民健康保険税の納付状況を把握するため、収納情報及び滞納情報を確認する。 5 オンライン資格確認の準備業務として、国保中央会が資格履歴管理事務を行うために、被保険者資格情報の提供を行う。 6 オンライン資格確認の準備業務として、社会保険診療報酬支払基金に委託し、機関別符号の取得を行う。 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に関する事項を追加するもので、取扱者数に変更はなく、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム1② | ※総合行政システム内の共通基盤を前提にして、国民健康保険及び国民健康保険税の業務システムが構築されている。 ①被保険者資格の適用開始及び適用終了の管理を行い、被保険者証等の帳票発行を行う機能 ②国民健康保険税の賦課徴収管理を行い、納税通知書等の帳票発行を行う機能 | 1 被保険者資格の適用開始及び適用終了の管理を行い、被保険者証等の帳票発行を行う機能 2 国民健康保険税の賦課徴収管理を行い、納税通知書等の帳票発行を行う機能 3 国保情報集約システムから連携した県単位の資格情報(資格取得喪失年月日、被保険者ID)を管理する機能 ※東松山市では、総合行政システム内の共通基盤を前提にして、国民健康保険及び国民健康保険税の業務システムが構築されている。 | 事前 | 表現の見直しのみで、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム3① | 中間サーバ | 自治体中間サーバ | 事前 | 医療保険者向け中間サーバとの差異を明確にするため名称を見直したもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム4③ | 他のシステムとの接続 記載なし | その他:国保情報集約システム | 事前 | 接続するシステムに関して明記したもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム5② | 1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 | 1 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル及び資格情報(個人)ファイル)を国保総合システムへ送信する機能 2 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル及び市町村被保険者ID連携ファイル)を受信する機能 3 転出市町村と転入市町村の適用終了日と適用開始日の重複又は空白期間をチェックする機能 4 高額療養費の多数回該当の処理を行うため、作成された「継続候補世帯リスト」を基に判定した県内での世帯継続性の容認に関するデータを国保連合会へ送信する機能 5 世帯継続性を認めた場合において、関連する市町村間での高額療養費の情報を管理する機能 6 オンライン資格確認に必要な被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバへ送信する機能 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に関する事項を追加するとともに、簡潔な表現に変更したもので、しきい値判断には影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム5② | 他のシステムとの接続 記載なし | その他:国保総合システム、医療保険者向け中間サーバ | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に関する事項を追加するもので、取扱者数に変更はなく、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | I 2:システム6 | | 医療保険者等向け中間サーバを新規追加 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に関する事項を追加 |
| 令和2年6月17日 | I 4. | ・ 番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16、24条 | 1 番号法第9条第1項別表第一 項番16及び項番30 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16条及び第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務の開始に伴い、国民健康保険法の根拠条項を追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------|--|--|------|--|
| 令和2年6月17日 | I 5. | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27,42,43,44,45の項 | <ul style="list-style-type: none"> 1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27,42,43,44,45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | 番号法の改正に伴う別表2の項番の見直し、オンライン資格確認の準備業務の開始に伴う番号法附則及び国民健康保険法の根拠条項の追加をするもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | II 3.① | | 入手元から民間事業者(各医療機関)を削除 | 事前 | 内容精査による変更を行うもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | II 4. | 委託する (2件) | 委託する (4件) | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に伴い、委託件数を追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | II 4.委託事項2 | <ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で異動があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託。 個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | <ul style="list-style-type: none"> 県単位で管理する資格取得年月日や喪失年月日管理(資格継続業務)と、県内で異動があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引継業務)を委託する。 個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 国保連合会は、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東松山市から受領した資格異動データを編集し医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に関する事項を追加するとともに、平明な表現に変更するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | II 4.委託事項3 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を新規追加 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に伴い追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | II 4.委託事項4 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得事務を新規追加 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務に伴い追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | III 2. | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムメニューを閲覧できる権限をICカード、静脈認証により制限している。 レセプト等の資料を全て施錠できる場所に保管しており、閲覧が終わった資料についてはその都度保管場所に戻すよう徹底している。 | <ul style="list-style-type: none"> 被保険者等が手続を行う際、本人確認を徹底している。また、申請書等の様式を規定し、必要な情報のみを扱うこととしている。 国民健康保険システムにおける特定個人情報の閲覧権限を、ICカード及び静脈認証により制限している。 特定個人情報を含む届書等の資料を全て施錠できる場所に保管し、閲覧が終わった資料はその都度保管場所に戻すよう徹底している。 <国保連合会からの入手における措置> 入手元は国保総合システムに限定されている。国保連合会によるデータ配信の際には整合性チェックが漏れなく行われること、指定されたインターフェースで制御を行い、検索時に個人番号を画面表示しない等の措置を講ずることにより、目的外の入手が行われるリスクを低減している。 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務開始に伴い、国保連合会からの入手における措置を追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | III 3. | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムデータベースにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムを用いて業務を行うにあたり、権限に応じて目的を超えた紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。 ディスプレイに長時間にわたって本人確認情報(特定個人情報を含む)を表示させないよう、スクリーンセーバーを利用する。 ディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 <国保総合PCにおける措置> ユーザー認証を行うにあたり、パスワードを定期的に変更している。国民健康保険システムとの情報の授受に際しては、パスワードによる認証が必要なUSBメモリを用いている。USBメモリは施錠したキャビネットに保管し、管理簿に記載したうえで使用している。 | 事前 | オンライン資格確認の準備業務開始に伴い、国保総合PCにおける措置を追加するもので、しきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | 全体 | | 項番の表記や文章を簡潔なものに変更した | 事前 | 所用の修正でしきい値判断に影響しない。 |
| 令和2年6月17日 | V ② | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) | 事後 | 表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。 |
| 令和3年6月1日 | I 5.② | <ul style="list-style-type: none"> 1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27,42,43,44,45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | <ul style="list-style-type: none"> 1 番号法第19条第7号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の27,42,43,44,45の項 3 番号法附則第6条第4項 4 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 根拠法令の追加 |
| 令和3年6月4日 | II 5.① | 番号法第19条第7号、別表第二 | 番号法第19条第7号、別表第二(別紙1参照) | 事後 | 別紙1の追加添付 |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|-------------------------|--------------------------|------|--|
| 令和3年6月4日 | II.5② | 別表第二の第2欄に掲げる事務 | 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) | 事後 | 別紙1の追加添付 |
| 令和3年9月1日 | I.5.② 法律上の根拠 | 1 番号法第19条第7号 | 1 番号法第19条第8号 | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |
| 令和3年9月1日 | II.5 提供先1 | 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者 | 番号法第19条第8号、別表第二に定める情報照会者 | 事後 | 番号法の改正に伴う修正、文言の修正 |
| 令和3年9月1日 | II.5 提供先1 ①法律上の根拠 | 番号法第19条第7号、別表第二(別紙1参照) | 番号法第19条第8号、別表第二(別紙1参照) | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |
| 令和4年10月11日 | (別添1)ファイル記録項目 | | ③公的給付支給等口座(公金受取口座) | 事後 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の公布に伴う修正 |
| 令和4年10月11日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | その他(国民健康保険団体連合会、各保険者) | その他(国民健康保険団体連合会、各保険者、国) | 事後 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の公布に伴う修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |